

新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針

我が国の新型コロナウイルス感染症の状況は一進一退を繰り返しており、本学の対応も緩和・強化双方の観点で常に見直していく必要があります。この状況に鑑み本学では、教職員・学生の行動に関する13の項目を選定し、それぞれに対応方針と対応水準を設定しています。

現時点での対応水準は、それぞれの項目の表中に薄赤色でハイライトして表示しています。いずれかの項目で対応水準に変化が生じた場合には、本学HP等を通して速やかにお知らせいたしますので都度ご確認ください。なお、状況によっては一度に2段階以上の水準移行を行う場合があります。また、この対応方針に示されている13の項目は互いに関連しているものがあるため、社会におけるコロナ禍の状況の変化や学内の対策の浸透状況に応じて一つの項目の対応を変化させることができる状況であっても、他項目の対応水準の変化を待つて変更することがあることをご了解置き下さい。

本対応方針に記載されている内容以外の諸注意や取り扱いの変更点については、新型コロナウイルス教職員向け情報のページで順次、連絡いたします。学生・教職員各位には、引き続き、危機感を持って対応するようお願いいたします。

1. 教育・研究・業務等を遂行するための環境と生活に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルI>	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省の示す「新しい生活様式」の実践、すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究室・事務室・講義室等にあつては、以下の環境を整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居室内、実験やゼミにおいて各人ができるだけ2m（最低1m）の距離を保つよう教職員が指導する。学生室等施設の制約でやむを得ない場合でも、真正面を避ける、又はアクリルパーテーションやビニールシート等により間仕切りを行う等の対策を取る。 ➢ 出勤・登校（以下、「出校」という）のために公共交通機関を利用するときは、マスク着用を義務付ける。 ➢ 他人がいる場所では原則としてマスクを着用する。また、マスクをしていても、原則として1m以内では会話をしないこと。やむを得ない場合でも、真正面を避ける等の対策を指導する。 ➢ 換気は「強」にして十分行い、換気設備の有無にかかわらず、こまめな窓開け（事務室においては出入り口の開放）を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出校時や、各部屋への入室前と退出後の手洗いを徹底する。アルコール消毒が用意できるのであれば、「手洗い後」アルコール消毒する。 ➤ 学生・教職員は、出校前に体温を測り、37.5 度未満であることを確認すること。 ➤ 学生・教職員は、体調がすぐれない時、本人もしくは家族等の同居者が陽性、濃厚接触者と認定された場合には、出校せずに、かかりつけ医、保健所等に相談し、その指示に従うこと。 <p>✓ 食事はできるかぎり個別に取る。同室で複数人が食事をする場合には、向かい合わせにならないようにし、会話をせず、できるだけ 2 m（最低 1 m）の距離を保つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 屋外での食事は禁止しないが、他者との距離・向かい合わせにならない・会話をしないなどの対応は室内における食事と同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（通称 COCOA）の利用を強く推奨するとともに、「陽性者と接触確認」が提示された場合には、別途通知する「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用のお願い」記載の対応を徹底すること。 厚労省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA） COVID-19 Contact-Confirming Application」サイト URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html ● 厚生労働省で作成しているポスター（咳エチケット、手洗いの方法）を各部屋に掲示し、教職員は注意事項を学生に伝達すること。 厚労省「咳エチケット」ポスター URL： https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf 厚労省「手洗いの方法」ポスター URL： https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf
<p><レベルⅡ></p>	<p><レベルⅠ>の対応に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研究実施組織は、それぞれの研究分野の特質に照らして望ましい環境や健康状態確認方法、感染防止対策の好事例を共有し、改善に努めるとともに、その実行を相互に確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究実施組織の担当者は、感染者の発生に備え、学生・教職員の出校・行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すこと。 ✓ 出校者は、出校前に体温が 37.5 度未満であることを確認し、問題無い旨を、その日の研究実施の管理者（研究実施組織の教員）に報告して、本人もしくは研究実施組織の担当者がそれを記録すること。 ✓ 各研究実施組織は、非接触型の体温計等を用意し、検温を忘れた出校者に自身で検温させること。 ● 学生・教職員は、自治体等からの指導により飲食店等の営業時間が制限されている場合は、それ以降に飲食店等で食事を取ることがないようにスケジュール管理を徹底すること。

<レベルⅢ>	<レベルⅡ>の対応に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ● 部局等の長は、研究実施組織における環境管理・出校者の健康確認と出校・行動履歴把握の状況と水準が出校して実施する研究等に相応しいものであるか定期的に確認すること。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● キャンパス内で教育・研究・業務等は行わない。

2. 研究室に所属していない学生の登校と授業等に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業等は、講義室等における対面、講義室等へのオンライン配信、自宅等でのオンライン受講を組み合わせ実施。 ● 学生の登校は、「新しい生活様式」の実践を前提に、健康状態が良好であることが確認されている場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 時差通学・学生間の間隔確保等の必要性から、オンライン配信される授業は在宅での受講、打ち合わせ等は在宅での実施を推奨する。 ✓ 対面授業には、登校して参加することを原則とする。ただし、基礎疾患がある場合、及び入国制限により渡日できていない場合は、配慮する。 ✓ 大学、学院・系などが対面（オンライン併用も含む）で実施するイベント（講演会、オリエンテーションなど）は、登校して参加することを推奨する。 ✓ 登校した際は、密を回避し、食事は個別に取るなど、感染拡大防止に十分配慮すること。
<レベルⅡ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業はオンラインで実施することを原則とする。ただし、実験・実習・グループワーク等の授業とレベル変更以前に対面での実施が予定されていた期末試験については、対面での実施を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体等から夜間の外出の自粛要請がある場合は、7・8 時限以降の授業等において、帰宅時間が制限時刻以降にならないよう配慮すること。 ● 対面で実施される実験・実習・グループワーク等を履修する学生、対面で実施される期末試験等を受ける学生、ならびに研究室に所属する学士・修士・博士後期課程、専門職学位課程の学生（研究生、研究を実施する海外交流学生を含む、以下、「研究室所属学生等」という）以外の登校は原則認めない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 登校が必須の諸手続が必要な学生に対しては、本人の応諾を前提に登校を求めることがある。 ✓ 通信環境等の理由でやむを得ず、オンライン授業を大学で受講する学生、オンラインの期末試験を大学で受験する学生については、特例として登校を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。 ✓ 登校する学生は、登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと。 ● 上記にかかわらず、大学、学院・系などが、感染対策を行ったうえで対面（オンライン併用も含む）によって実施するオリエンテーション等は、登校して参加することができる。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業はオンラインのみで実施する。 ● 部局等の長から「例外的」に登校することが認められた研究室所属学生等以外の学生の登校は原則認めない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 登校が必須の諸手続が必要な学生に対しては、本人の応諾を前提に登校を求めることがある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての学生の登校禁止・学事暦の停止。(大学閉鎖)

3. 研究室所属学生等（研究室に所属する学士・修士・博士後期課程、専門職学位課程の学生（研究生、研究を実施する海外交流学生を含む））の登校と学修・研究等の実施に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新しい生活様式」の実践を前提に、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、登校頻度の制約はしない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究打ち合わせ、ゼミ等は一定の頻度で来学して対面で実施することを推奨する。この際には、密を回避し、食事を個別に取るなど、感染拡大防止に十分配慮すること。 ✓ 文献調査、データ整理、論文執筆等は在宅で実施することを推奨する。
<レベルⅡ-1>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究室所属学生等が登校して行う学修・研究等が必須な分野においては、第1項で述べた環境が整っていること、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、週平均4日相当まで研究室等でこれらの活動を実施することを認める。 ● 研究室所属学生等が登校して行う学修・研究等が必ずしも必須でない分野においては在宅等でこれらを実施してよいが、定期的に指導教員等と連絡を取って適切な教育指導を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前2項いずれの場合も、研究打ち合わせ、ゼミ等はオンラインで、文献調査、データ整理、論文執筆等は在宅で実施することを推奨する。 ✓ 研究室所属学生等の登校管理と健康状態確認は、研究分野ごとに望ましい方法によって実施すること。感染者の発生に備えるため、学生の登校から帰宅までの行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すことは必須とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染拡大防止のため、例えば、登校して実施する学修・研究等に携わる研究室所属学生等を研究グループ単位（小規模研究室にあっては、複数研究室単位）で2チームに分け交代制（ローテーション）で登校させるなど、接触機会削減の工夫を図

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 登校する学生は、登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと。 ➢ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。
<p><レベルII-2></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究室所属学生等が登校して行う学修・研究等が必須な分野においては、第1項で述べた環境が整っていること、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、週平均3日相当まで研究室等でこれらの活動を実施することを認める。 ● 研究室所属学生等が登校して行う学修・研究等が必ずしも必須でない分野においては在宅等でこれらを実施してよいが、定期的に指導教員等と連絡を取って適切な教育指導を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前2項いずれの場合も、研究打ち合わせ、ゼミ等はオンラインで、文献調査、データ整理、論文執筆等は在宅で実施することを推奨する。 ✓ 研究室所属学生等の登校管理と健康状態確認は、研究分野ごとに望ましい方法によって実施すること。感染者の発生に備えるため、学生の登校から帰宅までの行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すことは必須とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染拡大防止のため、例えば、登校して実施する学修・研究等に携わる研究室所属学生等を研究グループ単位（小規模研究室にあっては、複数研究室単位）で2チームに分け交代制（ローテーション）で登校させるなど、接触機会削減の工夫を図ること。 ✓ 登校する学生は、登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと。 ➢ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。
<p><レベルII-3></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該年度修了予定の学士・修士・専門職学位課程学生が実施する学修・研究等のうち登校して行うことが必須な実験等については、第1項で述べた環境が整っていること、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、週平均3日相当まで研究室等でこれらの活動を実施することを認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記以外の研究室所属学生を含め、研究打ち合わせ、ゼミ等はオンラインで、文献調査、データ整理、論文執筆等は在宅で実施する。 ✓ 上記学生等の登校管理と健康状態確認は、研究分野ごとに望ましい方法によって実施すること。感染者の発生に備えるため、学生の登校から帰宅までの行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すことは必須とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染拡大防止のため、例えば、登校して実施する学修・研究等に携わる研究室所属学生等を研究グループ単位（小規模研究室にあっては、複数研究室単位）で2チームに分け交代制（ローテーション）で登校させるなど、接触機会削減の工夫を図

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 登校する学生は、登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと。 ➢ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究室等における研究活動を原則停止し、研究室所属学生等の登校は原則認めない。 ● 中断することで結果に多大の影響が及ぶ実験や機器管理・動植物の維持等、登校して行うことが必須の研究活動等については、研究実施組織から部局長に申し出て、当該研究活動等の緊急性、携わる学生等の環境管理・登校者の健康確認と登校・行動履歴把握の状況と水準をもとに適切と判断された場合に限り、「例外的」に最少の人数・期間で登校して実施することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての学生の登校禁止・学事暦の停止。(大学閉鎖)

4. 教員等（研究室等に所属する職員・研究員を含む）の業務に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新しい生活様式」の実践を前提に、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、出勤頻度の制約はしない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出勤が必須でない業務は在宅での実施を推奨する。ただし、上長から指示があった業務については出勤して実施すること。
<レベルⅡ-1>	<ul style="list-style-type: none"> ● 出勤して実施することが必須な業務、研究教育活動については、第1項で述べた環境が整っていること、本人の意向と健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、週平均4日相当まで出勤して実施することを認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出勤が必須でない業務は在宅での実施を推奨する。ただし、上長から指示があった業務については出勤して実施すること。 ● 教職員の出勤管理と健康状態確認は、研究分野ごとに望ましい方法によって実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染者の発生に備えるため、教職員の出校から帰宅までの行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すことは必須とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染拡大防止のため、例えば、出勤して実施する業務・教育研究活動に携わる教職員を研究グループ単位（小規模研究室にあっては、複数研究室単位）で2チームに分け交代制（ローテーション）で出勤させるなど、接触機会削減の工夫を図ること。 ✓ 研究室所属学生等が登校している間は、安全確保の観点から、指導教員は必ず学生と連絡が取れる体制を確保すること（特任教

	<p>員による対応、複数研究室での分担による対応も認める)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究室所属学生等が登校して行う学修・研究等が必ずしも必須でない分野において学生が在宅等で学修・研究等を実施する場合は、学生のメンタルケアを含めて、適切に教育指導に当たること。
<レベルII-2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 出勤して実施することが必須な業務、研究教育活動については、第1項で述べた環境が整っていること、本人の意向と健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、週平均3日相当まで出勤して実施することを認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出勤が必須でない業務は在宅での実施を推奨する。ただし、上長から指示があった業務については出勤して実施すること。 ● 教職員の出勤管理と健康状態確認は、研究分野ごとに望ましい方法によって実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染者の発生に備えるため、教職員の出校から帰宅までの行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すことは必須とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染拡大防止のため、例えば、出勤して実施する業務・教育研究活動に携わる教職員を研究グループ単位（小規模研究室にあっては、複数研究室単位）で2チームに分け交代制（ローテーション）で出勤させるなど、接触機会削減の工夫を図ること。 ✓ 研究室所属学生等が登校している間は、安全確保の観点から、指導教員は必ず学生と連絡が取れる体制を確保すること（特任教員による対応、複数研究室での分担による対応も認める）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究室所属学生等が登校して行う学修・研究等が必ずしも必須でない分野において学生が在宅等で学修・研究等を実施する場合は、学生のメンタルケアを含めて、適切に教育指導に当たること。
<レベルIII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究室等における研究活動を原則停止し、在宅で業務に当たること。ただし、上長から指示があった業務については出勤して実施すること。 ● 中断することで結果に多大の影響が及ぶ実験や機器管理・動植物の維持や入試業務等、出勤して行うことが必須の業務については、部局長に申し出て、当該業務の必要性、携わる学生等の環境管理・出校者の健康確認と出校・行動履歴把握の状況と水準をもとに適切と判断された場合に限り、「例外的」に最少の人数・頻度で出勤して実施することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記とは別に、本人が希望すれば、教員がオンライン授業の準備・配信等のために出勤することを認める。
<レベルIV>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員等の出勤禁止。(大学閉鎖) ● 研究機器の安全な停止等を含め、研究室を閉鎖するとともに、業務再開に向けての計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要な業務はオンライン等を活用し、在宅で実施する。

5. 学生アシスタントの業務に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
--------	---

<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● RA と対面で行われる授業の TA は、原則として登校して業務に当たる。 ✓ オンラインで実施される授業の TA については、在宅勤務を認める。
<レベルⅡ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対面で実施される実験・実習・グループワーク等を担当する TA は、登校して担当することを認める。この場合の登校管理・健康確認は授業担当教員のもとで実施し、学生の登校頻度制限の対象外とする。 ● それ以外の科目を担当する TA および RA については在宅勤務を認める。登校して担当する場合は、学生の登校頻度制限の枠内とし、分野ごとに望ましい形態で管理を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染者の発生に備えるため、学生アシスタントの登校から帰宅までの行動履歴を確実に把握するとともに、記録として残すことは必須とする。 ✓ 通学途上や大学キャンパス内においては、マスクの着用、手洗いの徹底等の他、他者との距離を取る、大声での会話を避けるなどの感染拡大防止に努めること。 ✓ 登校する学生は、登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての RA および TA は在宅で業務に当たる。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生アシスタント業務は停止。(大学閉鎖)

6. 学生の課外活動に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新しい生活様式」の実践を前提に、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、学内での活動を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課外活動を実施するグループ（サークル等）ごとに、望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の実施とグループ間の相互確認を求める。 ✓ 学内の課外活動関連施設の利用を認める。 ● 合宿等への参加も、感染拡大防止に十分配慮することを条件に認める。
<レベルⅡ-1>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集まって実施する課外活動は、一回 10 名程度（団体競技を行うグループにあっては競技最小人数）以内の参加者に限って、感染拡大防止に十分配慮することを条件に担当理事が許可した場合のみ認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課外活動を実施するグループ（サークル等）ごとに、望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の実施とグループ間の相互確認を求める。 ✓ 学内の課外活動関連施設のうち屋外施設（グラウンド等）の利用を認める。学内の屋内課外活動関連施設は、感染拡大防止に十分注意し、定員がある施設については定員の 1/2 以下の人数に限り、利用を認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 合宿等への参加は、10名程度以内の小規模なものに限り、感染拡大防止策や行動履歴の記録方法を担当理事に示し許可を得た場合のみ認める。
<レベルII-2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集まって実施する課外活動は、一回10名程度（団体競技を行うグループにあつては競技最小人数）以内の参加者に限って、感染拡大防止に十分配慮することを条件に担当理事が許可した場合のみ認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課外活動を実施するグループ（サークル等）ごとに、望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の実施とグループ間の相互確認を求める。 ✓ 学内の課外活動関連施設の利用は禁止する。ただし、上記担当理事の許可を得たグループに限り、屋外施設（グラウンド等）の利用は認める。 ● 合宿等への参加は、自粛を求める。
<レベルIII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集まって実施する課外活動は禁止する。 ● 学内の課外活動関連施設の利用は禁止する。 ● 合宿等への参加は自粛を求める。
<レベルIV>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての学生の登校禁止。（大学閉鎖）

7. 図書館に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルI>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大防止に十分配慮した上で、貸出業務ならびに文献閲覧と自習場所の提供に加え、ラーニングコモンズとしての機能を学内学生・教職員等向けに限定的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学外者の入館ならびに学外者向けの貸出業務は停止する。
<レベルII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大防止に十分配慮した上で、貸出業務ならびに文献閲覧と自習場所の提供を学内学生・教職員等向けに実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ラーニングコモンズとしての機能は停止する。 ✓ 学外者の入館ならびに学外者向けの貸出業務は停止する。
<レベルIII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大防止に十分配慮した上で、短時間での文献閲覧ならびに貸出業務（郵送による貸出を含む）を学内学生・教職員等向けに実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ラーニングコモンズとしての機能は停止する。 ✓ 学外者の入館ならびに学外者向けの貸出業務は停止する。
<レベルIV>	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館を閉館とする。（大学閉鎖）

8. 海外からの外国人教員・研究者等ならびに海外在住の外国人留学生の受け入れに関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルI>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの外国人教員・研究者等（雇用契約の有無を問わない）ならびに海外在住の外国人留学生（課程を問わない）については、居住国が日本への渡航を認め、日本政府が受け入れを許可する場合は、受け入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 来日時に健康観察期間が設けられている場合は、それに従い、出校しないこと。健康観察期間中の滞在先として本学の施設（寮を含む）の使用は認めない。 ✓ 短期間来訪者については、受け入れ部局等が対応できる場合に限り、健康観察期間適用除外を伴う制度（いわゆるビジネストラック等）の適用を認める。
<レベルII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの外国人教員・研究者等（雇用契約の有無を問わない）ならびに海外在住の外国人留学生（課程を問わない）については、居住国が日本への渡航を認め、日本政府が受け入れを許可する場合は、受け入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 来日時に健康観察期間が設けられている場合は、それに従い、出校しないこと。健康観察期間中の滞在先として本学の施設（寮を含む）の使用は認めない。 ✓ 短期間来訪者の健康観察期間適用除外を伴う制度（いわゆるビジネストラック等）の適用は許可しない。
<レベルIII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの外国人教員・研究者等（雇用契約の有無を問わない）ならびに海外交流学生等については受け入れを停止する。 ● 海外在住の正規課程外国人留学生及び研究生については、居住国が日本への渡航を認め、日本政府が受け入れを許可する場合は、受け入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 来日時に健康観察期間が設けられている場合は、それに従い、出校しないこと。健康観察期間中の滞在先として本学の施設（寮を含む）の使用は認めない。
<レベルIV>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの外国人教員・研究者等（雇用契約の有無を問わない）ならびに海外在住の外国人留学生（課程を問わない）の受け入れを停止する。（大学閉鎖）

9. 教職員・学生等の国内出張と国内移動（私事による移動を含む）に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルI>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新しい生活様式」の実践を前提に、本人が希望し健康状態が良好であることが確認されている場合に限り、教職員・研究室所属学生等の国内出張と出張を伴わない（起点から100km以内の）都県をまたぐ移動、および私事による都道府県をまたぐ国内移動は実施してよい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出張ならびに都県をまたぐ移動に際しては、訪問先の意向に十分配慮するとともに、感染拡大防止策を徹底すること。
<レベルII-1>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の国内出張は、出張命令権者（部局長等）の許可で実施して良い。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移動の記録を必ず残すこと。 ✓ 訪問先の意向に十分配慮するとともに、感染拡大防止策を徹底すること。 ● 教職員・研究室所属学生等の出張を伴わない（起点から 100km 以内の）都県をまたぐ移動、および私事による都道府県をまたぐ国内移動は実施してよい。 ✓ 移動の記録を必ず残すこと。 ✓ 訪問先の意向に十分配慮するとともに、感染拡大防止策を徹底すること。
<レベルII-2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の宿泊を伴わない国内出張は、出張命令権者（部局長等）の許可で実施して良い。 ● 教職員・研究室所属学生等の宿泊を伴う国内出張は、出張命令権者（部局長等）を通して対策本部へ申請し、担当理事・副学長が許可した場合のみ実施できるものとする。 ✓ 移動の記録を必ず残すこと。 ✓ 訪問先の意向に十分配慮するとともに、感染拡大防止策を徹底すること。 ● 教職員・研究室所属学生等の出張を伴わない（起点から 100km 以内の）都県をまたぐ移動、および私事による都道府県をまたぐ国内移動は、通勤・通学、キャンパス間移動を除き、自粛を求める。 ✓ 教育実施等で必要不可欠な場合は、訪問先の意向を十分尊重した上で、部局長等の許可を得て実施すること。この場合、移動の記録を残すこと。
<レベルIII>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の国内出張は、政府の要請等の特例を除いて原則、禁止する。 ✓ 業務上、この時期に行うことが不可避な教職員・研究室所属学生等の国内出張については、出張命令権者（部局長等）を通して対策本部へ申請し、担当理事・副学長が許可した場合のみ、原則として宿泊を伴わないものに限って実施できるものとする。 ✓ 出張の実施に際しては、出張先の意向に十分配慮するとともに、感染拡大防止策を徹底すること。 ● 教職員・研究室所属学生等の出張を伴わない（起点から 100km 以内の）都県をまたぐ移動、および私事による都道府県をまたぐ国内移動は、通勤・通学、キャンパス間移動を除き、自粛を強く求める。
<レベルIV>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の国内出張は、政府の要請等の特例を除いて禁止する。

10. 教職員・学生等の国外出張と私事渡航に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルI>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の国外出張ならびに私事渡航は、訪問国が日本からの渡航を認め、日本政府が渡航を許可する場合は、認める。 ✓ 訪問時・帰国時に健康観察期間が設けられている場合は、それに従うこと。その期間の大学業務や学修への影響を慎重に検討し

	<p>て渡航を判断すること。</p> <p>✓ 私事渡航に関しては、日本政府が海外渡航自粛を要請している間は自粛を求める。</p>
<レベルⅡ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の国外出張は、政府の要請等の特例を除いて原則、禁止する。 ✓ 業務上、この時期に行うことが不可避な教職員・研究室所属学生等の国外出張については、訪問国が日本からの渡航を認め、日本政府が渡航を許可することを条件に、出張命令権者（部局長等）を通して対策本部へ申請し、担当理事・副学長が許可した場合のみ実施できるものとする。 ● 国外への私事渡航は自粛を求めるが、真に必要な場合は実施して良い。 ✓ 訪問時・帰国時に健康観察期間が設けられている場合は、それに従うこと。その期間の大学業務や学修への影響を慎重に検討して渡航を判断すること。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・研究室所属学生等の国外出張は、政府の要請等の特例を除いて禁止する。 ● 教職員・研究室所属学生等の私事渡航は自粛を強く求める。

11. 集会事業に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学内における学外者が参加する集会事業等は、「新しい生活様式」の実践を踏まえて、会場の定員の 1/2 の規模までを条件に開催を認める。 ✓ 学内における飲酒を伴う懇親会の開催は禁止する。 ✓ 参加者の健康状態の把握、会場等におけるマスクの着用など、感染拡大防止に努めること。 ✓ 参加者に、別途通知する「来訪者の受入れと健康管理等のお願い」を周知するとともに、行動履歴の記録を依頼すること。 ✓ 海外からの参加者については、第 8 項「海外からの教員・研究者等ならびに海外在住学生の受け入れに関する方針」に準拠すること。 ● 学外における集会事業の企画・参加は、政府・自治体の基準に合致していれば認める。
<レベルⅡ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学内における学外者が参加する集会事業等は、会場が 1 カ所もしくは複数の会場であっても参加者が移動しない場合に限り、各会場の定員の 1/2 以下の収容数までは実施を認める。 ✓ 学内における立食・ビュッフェ形式の懇親会ならびに形式によらず学内での飲酒を伴う懇親会の開催は禁止する。 ✓ 参加者に、別途通知する「来訪者の受入れと健康管理等のお願い」を周知するとともに、行動履歴の記録を依頼すること。 ✓ 海外からの参加者については、第 8 項「海外からの教員・研究者等ならびに海外在住学生の受け入れに関する方針」に準拠すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 学外における集会事業の企画・参加は、政府・自治体の基準に合致していれば認める。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学内における学外者が参加する集会事業等は、学生・教職員への感染拡大防止の観点ならびに会場貸出業務に係る事務局負担の観点から禁止する。 ● 学外における集会事業の企画・参加は、政府・自治体の基準に合致していれば認める。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学外者の来訪を禁止する。(大学閉鎖)

12. 来訪者の受け入れに関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学外からの来訪者の受け入れについては、来訪者数が極端に多い場合を除いて認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 来訪者の受入にあたっては、来訪者の意向に十分配慮するとともに、面談等の場所の適切な設定を含め、感染拡大防止策を徹底すること。 ✓ 別途通知する「来訪者の受入れと健康管理等のお願い」を周知するとともに、訪問者の記録（訪問者の所属・連絡先、訪問時間・場所、本学対応者を記載、様式は任意）を必ず残すこと。 ✓ 海外からの訪問者については、第8項「海外からの教員・研究者等ならびに海外在住学生の受け入れに関する方針」に準拠すること。 ● 入学試験にかかる会場下見等の目的で来訪する学外者については、感染拡大防止に十分配慮することを条件に入構を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「東京工業大学に来訪される方へ」に準拠し、体温が正常範囲内であることの確認、来学のために公共交通機関を利用する時を含め来学中のマスク着用、COCOAの利用の推奨を依頼するとともに、グループで来訪する場合には相互の会話はできるだけ控えてもらう。 ✓ 建物内への立ち入りは禁止する。 ● 近隣住民の多人数でのキャンパス内立ち入りは自粛願う。
<レベルⅡ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学外からの来訪者の受け入れについては、来訪者10名程度の規模に限って認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 来訪者の受入にあたっては、来訪者の意向に十分配慮するとともに、面談等の場所の適切な設定を含め、感染拡大防止策を徹底すること。 ✓ 別途通知する「来訪者の受入れと健康管理等のお願い」を周知するとともに、訪問者の記録（訪問者の所属・連絡先、訪問時間・場所、本学対応者を記載、様式は任意）を必ず残すこと。 ✓ 海外からの訪問者については、第8項「海外からの教員・研究者等ならびに海外在住学生の受け入れに関する方針」に準拠すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学試験にかかる会場下見等の目的で来訪する学外者については、感染拡大防止に十分配慮することを条件に入構を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「東京工業大学に来訪される方へ」に準拠し、体温が正常範囲内であることの確認、来学のために公共交通機関を利用する時を含め来学中のマスク着用、COCOAの利用の推奨を依頼するとともに、グループで来訪する場合には相互の会話はできるだけ控えてもらう。 ✓ 建物内への立ち入りは禁止する。 ● 近隣住民のキャンパス内立ち入りは自粛願う。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学外者の本学への訪問は自粛するよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 共同研究等の遂行のため、この時期に訪問者を受け入れざるを得ない場合は、首都圏一都三県内の機関（企業等を含む）からの来訪者3名以内に限り、受け入れることができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 来訪者の受入にあたっては、来訪者の意向に十分配慮するとともに、面談等の場所の適切な設定を含め、感染拡大防止策を徹底すること。 ➢ 別途通知する「来訪者の受入れと健康管理等のお願い」を周知するとともに、訪問者の記録（訪問者の所属・連絡先、訪問時間・場所、本学対応者を記載、様式は任意）を必ず残すこと。 ● 近隣住民のキャンパス内立ち入りを強く自粛願う。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民を含め、学外者の来訪を禁止する。（大学閉鎖）

13. 法人運営、事務局業務、オープンファシリティセンター（OFC）業務、労務管理等に関する方針

<レベル0>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常通り。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ これに伴い、コロナ禍時の労務管理の特例は廃止する。
<レベルⅠ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人運営、事務局業務、OFC業務は原則、通常通り実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染疑い等の理由で出勤を停止された者を除き、全教職員が職務に当たる。ただし、在宅で実施できる業務がある場合は在宅で実施すること。 ✓ コロナ禍時の労務管理の特例は継続する。 ● 教職員の休憩時間中の活動については、第6項「学生の課外活動に関する方針」に準拠すること。
<レベルⅡ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人運営、事務局業務、OFC業務は可能な限り通常の対応に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 在宅で遂行できる業務は在宅で実施することを徹底する。 ✓ 感染拡大防止のため、例えば、担当部署の人員を2チームに分け、交代制（ローテーション）で時差出勤させるなど、接触機会削減の工夫を図ること。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ これに伴い、教員等に対しては、事務・OFC 業務負担軽減への協力を願う。 ✓ コロナ禍時の労務管理の特例は継続する。 ● 教職員の休憩時間中の活動については、第 6 項「学生の課外活動に関する方針」に準拠すること。
<レベルⅢ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人運営、事務局業務、OFC 業務は、必要度・緊急性の高いものから優先的に遂行するなど、一部業務の削減を行う。 ● 職員等は 60%程度の出勤頻度とし、在宅勤務を活用しながら、優先業務に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染拡大防止のため、例えば、担当部署の人員を 2 チームに分け、交代制（ローテーション）で出勤させるなど、接触機会削減の工夫を図ること。 ✓ これに伴い、教員等に対しては、一部業務削減への理解と事務・OFC 業務負担軽減への協力を願う。 ✓ コロナ禍時の労務管理の特例は継続する。 ● 教職員の休憩時間中の活動については、第 6 項「学生の課外活動に関する方針」に準拠すること。
<レベルⅣ>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員等は出勤禁止、事務局、OFC 等は在宅勤務を中心として、雇用の維持や大学資産保全など、法人として最低限行うべき業務のみを遂行する。 ● 大学執行部は、オンラインで討議ができる環境の下、最低限の法人機能の維持に必要な判断を行うとともに、状況好転後の業務再開計画を立案し、その準備を行う。